

1月号

# おおもり青色申告会



No.0671

一般社団法人 大森青色申告会

令和4.1.1

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。ご家族おそろいでお慶び申しあげます。旧年中は役員をはじめ会員の皆様の深いご理解とご協力により、また、関係団体のご支援を賜りお陰を持ちまして当会の諸事業も順調に運営することができました事を厚く御礼申し上げます。

長期間にわたるコロナ禍での色々な制限の中での生活お疲れになつたことだと思います。皆様のご理解ご協力のもと当会での感染対策において、当会ご利用の方、また職員においても感染者が発生していないことをうれしく思つております。これからも感染対策並びに繁忙期に向かう会員の皆様が安心してお越し頂けるよう努めてまいります。

さて、本年は電子帳簿保存法の制度改正が、来年にはインボイス制度の施行が迫つおり会員の皆様には大変な年明けとなつてきています。これからも感染対策並びに繁忙期に向け会員の皆様が安心してお越し頂けるよう努めてまいります。

インボイス制度については確定申告期間をよく理解し届出等を提出する必要がございます。電子帳簿保存法の制度改正については、インボイス制度と同様に、制度選択するしないにかかわらず全ての記帳する方に関わる改正もございます。会報



## 年頭のご挨拶

会長 徳永洋昭

などでお知らせを掲載してまいりますので必ずお読みいただけるようお願いいたします。

あと1ヶ月ほどで当会では確定申告期を迎えますが、「正しい申告・納税」と「早期提出」をモットーとし皆様に告知しております、会員の皆様も準備作業をお忙しいと思いますが、2月1日より3月10日まで確定申告の相談を予約制で行います。先着順受付期間は3月11日から14日までとなり、大変混雑が予想されますので予約受付期間をご利用いただき「早期提出」にご協力いただきたいと思います。「確定申告のご案内」を12月上旬に送らせていただきましたが、たくさんのお問い合わせありがとうございました。また、「確定申告書の下書き用」「決算書控下書き用」「月別集計表」「消費税集計表」等がございますが、すべてが必要な合わせてご活用いただければと思いました。また、「確定申告のご案内」にも同封した。ご理解の程お願い申し上げます。

最後に、会員並びに会員のご家族の皆様のご健康と事業のご繁栄を祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきま

監事	理事	副会長
斎川伊北塚片慶毛千加中田田山金吉江田守中杉曾根上永	藤名沢川本野利葉藤里中中崎子田原中村原根登志	井徳洋洋
康一郎	正晴利裕高靖	節信栄良健
職員一同	千重子枝生嗣子治男毅勝子壽一高	敬治幸夫昭

謹賀新年

本年もよろしく  
お願いします

事務局からのお知らせ

大森税務署は、確定申告期は池上会館へ指導会場を移しておりますが、新型コロナウイルス感染防止対策として入場制限を行う予定です。（2ページ下部参照）

当会会員の皆様は、令和4年2月1日から同年3月10日までの予約期間や令和4年3月11日から同年3月14日までの先着順期間は青色申告会で指導を受けていただくようお願いします。

また、青色コーナーへご来場される会員の方もいらっしゃいましたが、本年より会員の皆様への指導は青色コーナーでは一切行いませんので予めご了承ください。

## 《会計ソフトを利用されている皆様へ》

「やよいの青色申告」データを持参（ノートパソコンを含む）での申告の場合、1回で終了しないケースが見受けられます。そのため、スムーズな決算書作成をさせていただくために、確定申告前に事前指導をお受けくださいますようお願いをしております。また、クラウド会計ソフトをご利用している場合には、インターネット環境と一緒にノートパソコン等の端末をご持参いただきますようお願いいたします。

記帳方法についてのご相談は承っておりますが、使用環境、ソフトのプログラムに関する事、オペレーションシステムの改変、データ紛失・消失・利便性、料金のご相談については、承っておりませんので予めご了承くださいますようお願いいたします。

### 【ご注意】

会計ソフトをご利用されていて一度も記帳相談若しくは記帳確認をお受けいただいたない会員の方は、確定申告時に記帳が完了していない場合や間違えが多数ある等で貸借対照表の作成に至らない場合には青色申告特別控除65万円適用での提出は致しかねます。また、ご相談途中であっても予約時間内又は、先着順期間においては40分で終了させていただきますので了承ください。

### ◆決算確定申告相談について

12月3日に『確定申告相談のご案内』を、ゆうメールにてお送りしております。本紙会報をご覧になっている時点で未着の場合、または新規入会者等でお手元にお持ちでない場合は、恐れ入りますが当会事務局までお電話くださいますようお願い申し上げます。TEL 03-3771-8859

### ◆事務局閉鎖について

令和4年1月31日（月）は、確定申告期に伴うレイアウト変更や動作チェックのため、事務局を閉めさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくお願ひいたします。

### ◆◆◆2021年中に土地や建物・株式等の譲渡をおこなった方へ◆◆◆

土地や建物・株式等の譲渡をされた方は、事業所得や不動産所得等とは別に税金を計算します。  
事前相談を必ず受けた上で、確定申告相談にお越しください。

#### 【事前相談を受けた方（ご自身で計算書類を作成した方も含む）】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」を作成済みなので、ほかの所得と併せて青色申告会で提出することが出来ます。

★株式等については「特定口座」での取引のみ限定とさせいただき、有利判断はいたしません。

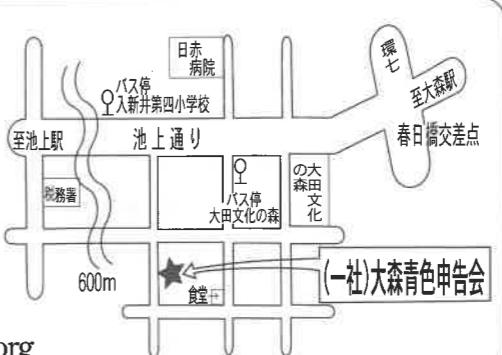
★事前指導を受けずにご自身で作成した書類はチェック致しかねます。

#### 【事前指導を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」は未作成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。それ以外の計算はできますが、最終的には管轄税務署で指導を受けていただくことになります。

## 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭  
大田区中央3丁目10-18  
TEL: 03 (3771) 8859  
FAX: 03 (3773) 6388  
Eメール: aoiro-o@nifty.com  
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



繁忙期を迎える1月から3月までの期間、無料法律相談、保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定です。是非ご利用下さい。

無料法律・保険相談  
休止のお知らせ

## ▶ 都税事務所からのお知らせ

~23区内に償却資産をお持ちの方へ~

## 1月は固定資産税（償却資産）の申告月です（23区内）

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和4年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和4年1月31日（月）

- ◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。
- ◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。  
申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&Aや軽減制度に係る解説をご覗いただけます。

東京都主税局 儻却資産

検索



新年明けまして、おめでとうございます。  
令和4年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

旧年中は、徳永会長をはじめ一般社団法人大森青色申告会の皆様におかれましては、日々の業務や会活動等でご多忙のところ、青色申告推進活動やe-Taxの普及促進など、税務行政の円滑な運営に対し格別のご理解とご支援を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、57年ぶりに東京でオリンピック・パラリンピックが開催されました。新型コロナウイルスの影響により、残念ながら無観客での開催となりましたが、テレビでの観戦に手に汗を握り、日本選手の活躍に勇気をもらつたことも記憶に残る1年でした。

一方、昨年の税務行政を振り返りますと、コロナ禍による確定申告期間延長への対応がありました。また、「税を考える週間」に関する各種行事、特に、納税表彰の式典が中止となるなど、対応を求められた年でもありました。withコロナの税務行政が定着しつつあります。今後も、その時々の状況に合わせた柔軟な対応をすべきと考えております。まもなく、令和3年分の所得税・個人消費税及び贈与税の確定申告の時期となります。

## 電子帳簿保存法が改正されました（簡略版）

電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。電子帳簿保存法上の電磁的記録による保存は、大きく分けて次の3種類に区分されます。

## 【区分①】電子帳簿保存（電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存）に関する改正事項

1. 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。
3. 最低限の要件を満たす電子帳簿保存についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

## 【区分②】スキャナ保存（紙で受領・作成した書類を画像データで保存）に関する改正事項

1. 税務署長の事前承認制度が廃止されました。
2. タイムスタンプ要件及び検索要件について、要件が緩和されました。
3. 適正事務処理要件が廃止されました。

## 【区分③】電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）に関する改正事項

1. タイムスタンプ要件及び検索要件について、要件が緩和されました。
2. 適正な保存を担保する措置として、見直しが行われました。

※上記の内、区分③電子取引（電子的に授受した取引情報をデータで保存）に関する改正事項については、電子的に受領又は送付した請求書・領収書・契約書・見積書などに関して、令和4年1月1日以降は、電子データのままで保存が求められており、紙媒体に出力しての保存（従来は認められている）が認められていませんでしたが、令和3年12月上旬現在、2年間の猶予が設けられることとなりました。

※改正事項の詳細は、国税庁HPをご覧いただくか、税務署へお問い合わせください。

【国税庁HP】  
令和3年度税制改正による  
電子帳簿等保存制度の  
見直しについて



## 新年のご挨拶

大森税務署長 金澤節男

新年明けまして、おめでとうございます。

令和4年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

申し上げます。



本年も池上会館西館において、感染防止対策を十分に講じた上で「青色コーナー」を設置致します。貴会におかれましては、確定申告の簿等保存義務の説明、決算書等の作成指導等にご協力を賜りますようお願いいたします。

大森税務署といたしましては、確定申告の最重要課題として、e-Taxの利用拡大、特に「スマートフォンによる申告」を推進したいと考えております。会員のご家族や従業員の皆様への周知をお願いしたいと存じます。また、「ダイレクト納付をはじめとしたキャッシュレス納付」につきましても、ご推薦いただければ幸いです。

結びに当たりまして、一般社団法人大森青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきま

## 大森税務署からのお知らせ

## ■確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要です。

令和3年分確定申告については、確定申告会場の混雑緩和を図るため、確定申告会場への入場には、入場できる時間枠が指定された「入場整理券」が必要となります。

入場整理券は、当日、会場で配付するか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。（LINEアプリで、国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。）

■税務署のパソコンでは、青色申告決算等のデータをe-Taxで送信することができないため、65万円の青色申告特別控除は受けられません。

※池上会館での開設期間は、令和4年2月10日（木）～同年3月15日（火）です。